

# the bottom line

## 2011年 予算案

オズボーン財務相は3月23日に声明を発表し、「今回の予算は英国の経済を改革するもので、これによって将来的に成長と雇用が持続的なものとなる」と表明しました。

昨年末までに政府は2011年財政法の大多数の条項を法案として公表し、諮問により更新していました。財政法案の条項の公表は、税政策の策定、協議、法制化のうえで政府の改善策の一環です。予算案ではこうしたすでに発表している項目の一部を変更するとともに、追加措置を提案しています。変更点については2011年4月から適用されるものもあれば後日に施行されるものもあるため、施行時期を注意深く見極める必要があります。

今回の概要では個人やそのご家族、または会社に影響を与える可能性のある点を中心に取り上げます。ご質問がある場合には、お気軽に弊所までご連絡ください。

### 個人所得税

#### 基礎控除額と課税帯・税率

65歳未満の納税者では2011/12年度の基礎控除額は6,475ポンドから7,475ポンドに1,000ポンド引き上げられます。ただし、2010/11年度から調整後のネット所得が10万ポンド以上の納税者では、新たに基礎控除額の減額措置が導入され、これが2011/12年度も継続されます。調整後のネット所得が10万ポンドを超えれば、所得が2ポンド増えるごとに基礎控除額は1ポンドずつ減ります。ここで言われる調整後のネット所得とは、大まかに言うと年金保険料やチャリティへの寄付金、損失控除を差し引いた全所得です。

基本税率が適用される課税所得の上限は現行の3万7,400ポンドから3万5,000ポンドに引き下げられます。このため総所得が4万2,475ポンドを超えた分に

ついては、税率は20%ではなく40%となります。50%の税率（追加税率）は2011/12年度も引き続き適用され、課税所得が15万ポンドを超える部分が対象となります。総所得の一部が配当所得の場合、基本税率に該当する所得では配当所得の税率は10%ですが、40%の所得税率が適用される場合は32.5%、追加税率の50%が適用される場合には42.5%になります。

65歳未満の納税者の基礎控除額は2012/13年度に7,475ポンドから8,105ポンドに引き上げられます。ただし基本税率が適用される課税所得の上限は3万5,000ポンドから3万4,370ポンドに引き下げられます。

#### 社会保険料 (NIC)

前政権は社会保険料の料率改定を発表していましたが、現政権はこの改定を改めて追認しました。2011年4月6日から雇用主、被雇用者、自営業者が負担する保険料率はそれぞれ1%引き上げられます。また2011年4月6日からは社会保険料の負担が生じる基準所得も大幅に引き上げられます。被雇用者が社会保険料を負担する基準所得の水準は週139ポンドに、雇用主の負担する基準所得は週136ポンドにそれぞれ引き上げられます。この両者の基準所得は2010/11年度ではいずれも週110ポンドでした。追加負担が生じる上限所得と上限利益の金額は引き続き同一ですが、これは所得税で40%の税率が課せられる年間4万2,475ポンドとなります。

#### 所得税と社会保険料の改革

政府は、所得税と社会保険料の運用を統合するための選択肢や段取り、時期について諮問を行うことを明らかにしています。

#### 休暇用家具付き貸別荘

(FHL: Furnished Holiday Lettings)

FHLに対する課税処理は何年にもわたって優遇されてきました。一定の条件を満たせば、FHLは税務上で商用として扱われます。多くの点で通常の賃貸不動産に対する税制よりも有利となっています。現行ではFHLの扱いはEEA(欧州経済地域)内の不動産にも適用される可能性はありますが、その不動産が年に140日以上は貸出し可能なことや年に70日以上は実際に賃貸されていることを含めて一定の条件を満たす必要があります。

2011年4月からFHL事業は2種類に分けられます。1つは英国内の不動産からなる英国内FHL事業で、もう1つはEEA内の1カ国以上の国の不動産からなるEEA内FHL事業です。FHLの損失は同じFHL事業からの所得からだけ相殺できるようになります。2012年4月からは貸出し可能な期間は年間(一般的に税年度)に210日以上で、実際に105日以上は賃貸されていなければなりません。

実際の賃貸期間に関する新しい条件を1年または2年間満たすことができない事業者に対しては猶予期間が導入され、その期間中は資格を継続することを選べます。

#### 年少者個人貯蓄口座 (ISA)

政府は新たに年少者ISA(ジュニアISA/Junior Individual Savings Account)を導入します。これは児童信託ファンド(Child Trust Fund)を持つ



**Greenback Alan LLP**  
CHARTERED ACCOUNTANTS

11 Raven Wharf  
Lafone Street, London SE1 2LR  
Tel: +44 (0)20 7403 5959  
Fax: +44 (0)20 7403 3111  
Email: jonf@gballp.com  
Website: www.gballp.com

ていない18歳未満の英国に居住する年少者に適用されます。このISAは課税が優遇され既存のISAと多くの点で共通したもので、現金または株式や株式をベースにした商品が対象となります。政府は2011年秋からの導入を見込んでいます。

## 企業投資制度 (EIS) とベンチャーキャピタル投資信託制度 (VCT)

企業投資制度 (EIS: Enterprise Investment Scheme) とベンチャーキャピタル投資信託制度 (VCT: Venture Capital Trusts) は、個人がハイリスクな小規模の未上場企業に投資することを促進するために設けられています。EISは企業の株式に直接的に投資を行う必要がありますが、VCTは仲介ファンドを通じた間接的な投資で運用されます。現在、EISの投資家は投資に対する20%、年間で最大50万ポンドについて所得税が控除されています。公的支援が承認されれば、2011年4月6日以降にこれを30%に引き上げる法制が導入されます。

公的支援が承認されれば、EISおよび2012年4月6日以降に発行される株式については以下の改正が導入されます。

- ・両投資の対象となる企業の規模を従業員250人未満、投資前の総資産1,500万ポンドに引き上げ。
  - ・各企業に投資できる年間金額を1,000万ポンドに引き上げ。
  - ・各個人がEISにより投資できる年間金額を100万ポンドに引き上げ。
- ノンドミサイルの課税見直し

政府は以下の改正について、2012年4月以降の導入に向けて諮問を実施します。

- ・ノンドミサイル (英国に定住する意思のない居住者) が英国企業への商業的投資のため、英国外での所得やキャピタルゲインを英国に送金する場合の課税免除。
- ・英国に12年以上居住し英国への送金ベースの課税を選択するノンドミサイルから徴収する追加チャージについて、現行の年間一律3万ポンドを5万ポンドに引き上げ。
- ・必要以上の管理負担を取り除くため一部現行規則の簡素化。

## 年金 課税

### 年金拠出金に対する課税控除

### の制限

2011/12年度から年金拠出金に対する新しい税制が施行されます。この法制は2011年財政法に盛り込まれています。基本的には年間控除額 (AA) は5万ポンドとなります。このAAを超えた年金拠出金は所得の一部として課税されます。この拠出金には雇用主が負担する拠出金も含まれます。この規則は2011/12年度から適用されますが、2011/12年度に年金拠出期間 (PIP: pension input periods) が終わるものの、それ以前にPIPが始まる拠出金も対象となります。PIPは必ずしも課税年度と同じではなく、複数の年金制度に拠出している場合には各制度にそれぞれのPIPがあります。年金貯蓄が2010年10月14日以前に始まり2011/12年度のPIPに該当する場合には、特別移行規則が適用される可能性があります。

### 未使用の年間控除額 (AA) の繰越し

ある課税年度にかなりの金額の年金貯蓄を行うものの、他の課税年度では年金貯蓄額が少ないという個人のために、未使用のAAの繰越しが導入されます。これにより年に最大5万ポンドの未使用のAAを向こう3年間に繰り越すことができるという大きな効果があります。2008/09年度、2009/10年度、2010/11年度から繰り越せる未使用のAAがあるかどうか決める際には、各年度のAAを5万ポンドと見なすことになります。

### 確定給付型年金の加入者

確定給付型年金では、各人は定年時に年間に決まった年金額を受け取ることができます。この金額は本人や雇用主が支払った拠出金と必ずしも一致するわけではありません。このため提案では、拠出金の名目金額を算出するよう求めています。この名目金額は、確定給付型年金において追加で年金を支払うためにマネーパース制度に必要な投資金額も反映していなければなりません。計算には一律の倍数が用いられる予定で、これは16倍となります。場合によっては、年金受給額に応じて各人は年金ファンドに見合った課税支払いの低減を求めることができます。

### 生涯限度額

税控除の対象となる年金貯蓄の生涯限度額が設定されており、2010/11年度には180万ポンドに引き上げられました。政府は、2012/13年度にこの限度額を150万ポンドに引き下げると発表してい

ます。150万ポンドを超える年金貯蓄がある人や追加で拠出や年金貯蓄をしなくても投資の増大により150万ポンドを超えられると思われる人は、2012年4月6日より前に全ての登録年金制度からの受け取りを止めれば、180万ポンドの新たな個人用の生涯年金貯蓄控除を申請できます。

### アニュイティ (年金運用商品) 購入の要件

現行の年金課税規則では、登録年金制度の加入者は通常はアニュイティを75歳までに購入して年金収入を得よう義務付けられていますが、2011年財政法ではこの年金課税規則を撤廃する法規制が導入されます。これにはアニュイティ購入の要件や年金課税処理、年金収入引き出しの取り決めに適用される規則の改正も盛り込まれています。

### 相続税 (IHT) と年金の引き出し

2011年4月6日から以下の規則が施行されます。

- ・相続税 (IHT: Inheritance Tax) は、個人が75歳に達した後に死亡した場合などを含めて登録年金制度に残った年金ファンドの引き出しには通常は適用されない。
- ・年金制度の加入者がアニュイティを購入しないなど退職給付を受け取らない場合、登録年金制度と「適格な非英国年金制度 (QNUPS: Qualifying Non UK Pension Schemes)」に適用されている相続税の租税回避防止策の課税を撤廃。

## 事業課税

### 法人税率

2011年財政法で導入される法制により、2011年4月1日に始まる会計年度については法人税の標準税率は現行の28%が26%に引き下げられ、2012年4月1日に始まる会計年度については25%に引き下げられます。標準税率は通常、150万ポンドを超える利益を計上する企業に適用されます。すでに発表されていた案では、標準税率は28%から27%に引き下げられ、それ以降は2014年4月1日まで段階的に24%まで引き下げられることになっていましたが、これが2014年4月1日からは23%になります。

利益が30万ポンドまでの小企業に適用される法人税の税率は、現行の21%が2011年4月1日から20%に引き下げられます。これはすでに発表されていた通

りです。  
これにより利益が30万ポンドから150万ポンドの間の企業に適用される法人税率は、2011年4月1日から27.5%となります。

## 関連会社の法人税率

法人税率が適用される利益の上限および下限は、企業とその関係会社の間で均等に分けられます。2つの企業が関係会社となるのは、片方の企業がもう片方の企業を支配しているか、2つの企業が同じ1つの企業または個人の支配下にある場合です。

本人の近親者やビジネスパートナー、受託者の持ち株は、支配関係基準によりその本人に帰属するとされることがあります。たとえば、夫が企業の株式を保有していても、配偶者が株式を保有していることにより、夫もその企業を所有していると見なされることがあります。関係会社の規則の改正は2011年財政法に盛り込まれ、2011年4月1日以降に終了する会計年度に適用されます。

関係を持つ人たちが保有する権利がそれぞれの支配関係にもたらす状況について、改正案が出されています。これにより、企業グループ内の企業間で「十分な商業上の相互依存」がある場合にだけ帰属関係があることとなります。「十分な商業上の相互依存」があるかどうかを検討する際に歳入関税庁(HMRC)は、関与する関連活動・企業の間で存在する、もしくは存在したか存在することが予想される財務上、経済上、または組織上の連携の程度を考慮することになります。

## 法人税ロードマップ

政府の狙いは、英国の法人税制度を世界の主要国の中で最も競争力のある制度にすることです。法人税ロードマップは、政府が向こう5年間にどのように法人税制改革に取り組むかという道筋を示しています。

政府が採用している原則は以下の通りです。

- ・法人税の税率を引き下げるものの、課税控除や税制優遇措置を低減する。
- ・不必要な税制改正を回避し、いかなる改正も法人税制の長期的な安定を向上させる。
- ・税制を過去20年間の国際化や技術発展の影響に適応させる。

ロードマップで重視しているのは、国境を超えた活動が増え英国に本拠地を置

く必要がないと考える可能性のある大企業です。

このため向こう5年間に改正する主な分野は以下の通りです。

- ・被支配外国法人(CFC: Controlled Foreign Company)制度
- ・イノベーションと知的財産権(IP)への課税
- ・外国支店への課税

## 被支配外国法人(CFC)改革

現行のCFC規則は、英国企業が法人税率の比較的低い国で運営される子会社を保有している場合に適用される可能性があります。特定の状況により、この子会社の利益は英国の法人税の対象となる可能性があります。

現行のCFC規則に対する暫定的改善措置が2011年財政法で導入され、関係者との諮問ではさらに抜本的な改正案が公表されています。この改正案の法制化は2012年財政法に盛り込まれる予定です。暫定的改善措置の要点は、他のグループ会社と全面的あるいは部分的な取引に関わる海外から海外への様々な活動を行うCFCが対象から除外されます。この新しい規則は2011年1月1日以降に始まる会計年度に適用されます。

もっと抜本的な改革案では、英国から人工的に迂回した海外利益にだけをCFC課税の対象とするような対象や国を絞った方法となる予定です。この新しい制度を示す諮問文書が2011年5月に公表され、2011年秋には2012年財政法に盛り込まれる法案が公表されます。

## イノベーションと知的財産権への課税

政府は、パテント・ボックス(Patent Box)制度として知られる特許権から生じる利益の優遇制度について諮問を進めています。この狙いは、特許権から生じる利益に対しては2013年4月1日から10%の法人税率を導入することです。諮問文書が2012年財政法に向けた法案とともに2011年5月に公表される予定です。

## 研究開発(R&D)課税控除

公的支援が承認されれば、企業のR&D支出に対する追加控除の割合を引き上げる法制が2011年財政法で導入されます。これにより中小企業では、2011年4月1日以降に発生する支出については追加控除の割合が75%から100%に

引き上げられ、通常の100%の控除と合わせて200%を控除できるようになります。中小企業向けのワクチン研究控除の割合は、2011年4月1日から20%に引き下げられます。

また政府は諮問および公的支援についての承認に基づき、2012年4月1日以降に発生する支出については2012年財政法でさらに以下のような改正も計画しています。

- ・R&D課税控除により企業に還付される金額の上限を所得税の源泉徴収(PAYE)と社会保険料の支払い金額の合計と定めている規則を撤廃する。
- ・最低支出額を1万ポンドとしている条件を撤廃する。
- ・大企業向け制度で、外部委託した業務に対する控除に関する規定を定めた規則を改正する。
- ・中小企業のR&D支出の追加控除の割合をさらに25%引き上げ、合わせて225%を控除できるようにする。
- ・ワクチン研究控除は中小企業に対しては適用しない。

## 外国支店への課税

外国支店は、英国企業が外国で独立した子会社を設立せずに取引の一部を行う場合に設けられます。2011年財政法では英国企業の外国支店の利益を法人税から免除するとともに、二重課税を防止するための課税控除の必要性を除外する法制が導入されます。この課税免除は、免除制度を選択することを決めた場合にだけ適用され、変更は不可能となります。選択すれば現在の支店および将来に設ける支店の全てに適用されます。それ以外では既存の規則が適用されます。

## 企業のキャピタルゲインの簡素化

企業グループのキャピタルゲイン規則の簡素化に関する広範な諮問を経て、「グループ離脱課税」の規則を刷新する法制が導入される予定です。現行法では、企業が過去6年以内に他のグループ企業から取得した資産を保有してグループ企業から離脱する場合、その資産の取得で繰り延べされていた利益や損失は、その企業の株式処分が発生する収益や損失とは別に課税対象の利益や損失として調整が行われます(グループ離脱課税)。

提案では、企業が株式を処分することでグループを離脱する場合、グループ離脱課税は株式処分の追加部分として扱われます。これにより実質的株式持分免税など株式持分控除がグループ離

脱課税にも適用されることとなります。グループ離脱課税規則の改正は、国王裁可（法規成立）以降に行われる処分適用されます。

企業のキャピタルゲインでは、その他に以下のような改正案があります。

- ・企業買収後のグループ企業内のキャピタルロスの利用に関して、既存の制限の一部を撤廃する。
- ・「価値の移転」に対する課税回避防止の複雑な規則を明確な目的に基づいた規則に替える。

## キャピタルアローワンスの改正

2011年財政法には、すでに発表されている2012年4月からのキャピタルアローワンスの引き下げが以下のように盛り込まれています。

- ・年間投資償却(AIA: Annual Investment Allowance)を現行の10万ポンドから2万5,000ポンドに引き下げ。
- ・減価償却控除(WDA: Writing Down Allowance)の2つの償却率10%と20%を、それぞれ8%と18%に引き下げ。

## 短期耐用年数資産の期間延長

2011年4月から企業は設備や機器に対して発生する支出について、設備や機器を8年以内に売却または廃棄することを見込んでいる場合、短期耐用年数資産(SLA: Short Life Asset)を選択できる法制が導入されます。これは従来の4年間という期限を延長するものです。この期間は支出が発生した課税年度の終了時点から始まります。

SLAの選択により、その項目は単独資産プールに分類されます。資産が売却や廃棄されるまでキャピタルアローワンスとされる点は通常の規則通りですが、処分時に処分による収入を勘案した後の残りの金額もさらにアローワンスとして認められます。これはSLAを選択する利点ですが、全体のアローワンスと処分による収入が当初の支出を超えた場合には逆に課税が発生します。

## グリーン・テクノロジーのリストの見直し

企業が省エネや水利用の削減、水質改善で専用の設備や機器を購入した場合には、100%のキャピタルアローワンスが認められます。これが認められる技術については毎年見直しが行われています。今年の大きな改正点は、高効率ハンドドライバーが新技術として加わったこと

です。また自動計測・標的設備の適用基準が簡素化されます。

## IR35の見直し

課税簡素化局(Office of Tax Simplification)による小事業課税の見直しに関する発表により、政府はIR35を廃止すればかなりの歳入減となる危険性があるため、これを維持することを決めました。ただし、政府はIR35の管理方法を改善します。この改善には、歳入関税庁(HMRC)がIR35の範疇外と見なす場合についてのガイダンスなどがあります。

## 雇用関連事項

### 公認マイル費用支給(AMAP)

承認マイル費用支給(AMAP: Approved mileage allowance payments)レートは、従業員が自分の車を業務用に使った場合の走行費用の請求に使われます。このレートは乗用車、バン、オートバイ、自転車を対象となっています。雇用主の支払いが公表レートより少ない場合には、従業員は不足分について課税控除を請求できます。2011年4月6日からAMAPのレートは、乗用車とバンでは課税年度の業務用走行が最初の1万マイルまでは1マイル当たり40ペンスから45ペンスに引き上げられます。1万マイルを超えた走行距離に対するレートは、1マイル当たり25ペンスに据え置かれます。

現行の同乗者に対する費用の支払いは1人につき1マイル当たり5ペンスですが、ボランティアがボランティアの任務の一環として同乗者を運んだ場合にもこれが拡大して適用されるようになります。この適用は2011年4月6日からとなります。

### カンパニーカー燃料ベネフィット税

カンパニーカーを提供され、雇用主から無料で燃料を受け取っている従業員および取締役は、燃料ベネフィット税を課せられています。この燃料ベネフィット税は、設定金額に二酸化炭素(CO2)排出量に基づく適用率を掛け合わせて決めます。設定金額は現行の1万8,000ポンドが2011年4月6日から1万8,800ポンドに引き上げられます。

### カンパニーカーの2013/14年度の税率

2013年4月からCO2排出量が1キロ

走行当たり95gm～220gmの全車両に対して、適用税率を1%引き上げる法制が2011年財政法で導入されます。ゼロエミッション車は引き続き0%で、1キロ走行当たり75gmまでの超低排出車も5%に据え置かれます。

## 雇用主の育児補助

雇用主の育児補助に対する課税控除に対する改正は、すでに発表されていました。現行では、育児バウチャーや雇用主の補助制度により従業員に直接与えられる育児補助に対する所得控除額の上限は週55ポンドです。これが2011年4月6日以降に従業員が制度に加入し、その従業員の給与や課税対象のベネフィット(給与外給付)に基礎税率(20%)を超える所得税率が適用される場合には、所得控除額が制限されます。

雇用主に対しては、該当する課税年度の最初に従業員の給与水準の推定額を算出することが義務付けられます。この給与水準は従業員がその年度に受け取る見込み額で、支払われる可能性のあるボーナスや残業手当は除かれるものの、すでに分かっている課税対象のベネフィットは含まれます。この計算による給与は、その雇用で各個人の課税コードに示されている基礎控除額を差し引いたものとなります。これにより、換算した課税控除が全対象者で1週間当たり11ポンドとなります。

2011年4月5日までに制度に加入している人は、同じ制度にとどまる限りこうした改正の影響を受けません。

## 偽装報酬

納税負担の回避や延納、軽減を求める従業員への支払いのためにトラストやその他の手段を用いる取り決めに対応するため、2011年4月6日から法規制が導入されます。こうした第三者との取り決めでは多くの場合、従業員は支払われた資金や提供された資産の恩恵を完全に享受できますが、取り決めの構造から資金や資産に対する法的権利はないと主張できます。

しかし法規制の導入により、第三者が従業員の雇用に関連して実質的に報酬や融資を提供する場合、雇用主には所得税の源泉徴収(PAYE)と社会保険料の支払いが義務付けられます。この支払いは、利用できる資金の金額や報酬の費用や価値に基づくものになります。この法規制は、従業員が2012年4月6日より前に金額を返済するか資産を返還しない限り、2010年12月9日から2011年4月6日より前に行われた取り

決めが対象となります。年金課税控除は登録年金制度に制限されていることを踏まえて、この法規制は退職金給付年金スキーム (EFRBS: Employer Financed Retirement Benefit Schemes) も対象となります。

課税回避ではない第三者との取り決めは、課税回避のリスクが生じないならば、この措置の対象から除外されます。

## キャピタル課税

### キャピタルゲイン税 (CGT) の年間控除額

キャピタルゲイン税 (CGT: Capital Gains Tax) の年間控除額は 2011 年 4 月 6 日から現行の 1 万 100 ポンドから 1 万 600 ポンドに引き上げられます。2012 年財政法で導入される法制により、年間控除額は小売物価指数ではなく消費者物価指数 (CPI) に沿って毎年引き上げられます。この CPI による自動的なスライド制は、議会が異なる金額を適用することを決めて変更しない限り継続されます。

### 起業家控除 (ER)

起業家控除 (ER: Entrepreneurs' Relief) は 2008 年 4 月に導入されました。500 万ポンドの生涯限度額など一定の条件を満たせば、個人や受託者が処分した適格な企業のキャピタルゲインには ER が適用され、税率は 10% となります。生涯限度額は、全ての年度の処分した全て企業について ER の恩恵を受けたキャピタルゲインを合計した金額です。この限度額を超えたキャピタルゲインは、他のキャピタルゲイン税と同じ税率が課せられます。

生涯限度額は、2011 年 4 月 6 日以降の適格企業の処分に対しては 1,000 万ポンドに引き上げられます。個人や受託者が 2011 年 4 月 6 日より前に適格企業で 500 万ポンドを上回るキャピタルゲインを得た場合、超過分について控除は認められません。

### 相続税 (IHT)

相続税 (IHT: Inheritance Tax) の非課税枠は 2015 年まで 32 万 5,000 ポンドに据え置かれます。政府は、2015/16 年度から再び CPI に基づいて引き上げると発表しています。

政府は、故人の純資産 (IHT の除外や

控除、非課税枠を差し引いた後の金額) の 10% 以上をチャリティに寄付した場合、IHT の軽減税率を適用すると発表しています。この場合、現行の 40% の税率が 36% に軽減されます。この新しい税率は 2012 年 4 月 6 日以降に死亡した場合に適用されます。政府はこの措置の実施の詳細について諮問を実施する予定で、夏前には諮問文書を公表します。

### 土地印紙税 (SDLT)

2 軒以上の居住用不動産を取得する購入者に対して控除を提供する法制が、2011 年財政法で導入されます。控除を請求する場合には、土地印紙税 (SDLT: Stamp Duty Land Tax) の税率は総支払額ではなく、支払額の中間値 (総支払額を軒数で割った金額) で決まりますが、最低でも 1% の税率が適用されます。

## その他の事項

### 課税の簡素化—控除の見直し

課税簡素化局の課税控除の見直しによる勧告やその後の HMRC の作業に基づいて、政府は妥当な根拠がない 43 の課税控除を廃止する意向です。重複している少数の控除については 2011 年財政法で廃止されますが、その他の控除は諮問の後に廃止される予定です。

### エンタープライズ・ゾーン

政府は新たに 10 カ所の都市エンタープライズ・ゾーンを発表しました。この 10 カ所はバーミンガムとソリハル、リーズ都市地域、シェフィールド都市地域、リバプール都市地域、大マンチェスター都市圏、イングランド西部、ティース・バレー、北東部、ブラック・カントリー (ウエストミッドランド)、ダービーとダービシャーおよびノッティンガムとノッティンガムシャーの各地域エンタープライズ・パートナーシップの地域内です。これに加えてロンドンにもエンタープライズ・ゾーンが設けられますが、対象地域はロンドンが独自に選ぶことができます。

政府は全てのエンタープライズ・ゾーンに対して、以下のような様々な政策手段を利用できるようにします。

・現政権中にエンタープライズ・ゾーンに移転した企業に対しては、5 年間にわたり事業税を 100% 免除 (最大 27 万 5,000 ポンドまで)。

・政府と地方自治体は、ゾーン内で大胆に簡素化した開発計画の取り組みの策定を支援。

一部のケースについては、キャピタルアローワンスの引き上げを導入する範囲についても検討します。

### 事業所改装アローワンス

政府は、事業所改装アローワンスを 2012 年から 5 年間延長することを改めて確認しています。

### 課税回避防止策

政府は「課税回避防止策」を公表しましたが、これは以下の点に言及していません。

・繰り返し行われる課税回避に対する法規制の見直しに着手する。  
・人為的な課税回避制度の継続的な利用やマーケティングに対抗するため、提案の概要をまとめる。

また予算案では、一部の課税回避制度を対象にすぐに導入される措置も盛り込まれています。これには次のようなものがあります。

・土地印紙税の規則の悪用に対処する措置  
・リース会社の売却に伴う課税回避を防止する法規制の改正  
・企業業績に影響を与えるグループ離脱への課税に対する明確化

### 連絡先

このニュースレターで取り上げたテーマや、弊所の提供するサービスについてご興味のある方は、Stephen Dabby や Morisha Christy、Tony Sian、Nick Nicolaou、Alex Green、Paul Bradley までお気軽にご連絡ください。